

国地契第19号
国官技第50号
国営計第26号
平成28年5月31日

各地方整備局総務部長 殿
各地方整備局企画部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の一部改正について

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）が平成28年6月1日に施行されることに伴い、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

- 別添2. 中「2,500万円」を「3,500万円」に、「5,000万円」を「7,000万円」に改める。
別添3. 2) 中「以下、」を「以下」に改める。
別添4. 1) 中「という」の次に「。」を加える。

附 則

この通達は、平成28年6月1日以降に契約を締結する工事について適用する。